

令和2年度 第1回 練馬区区政改革推進会議

# 新型コロナウイルス感染症に関する 区のこれまでの取組と今後の課題

令和2年10月13日

練馬区区政改革担当部区政改革担当課

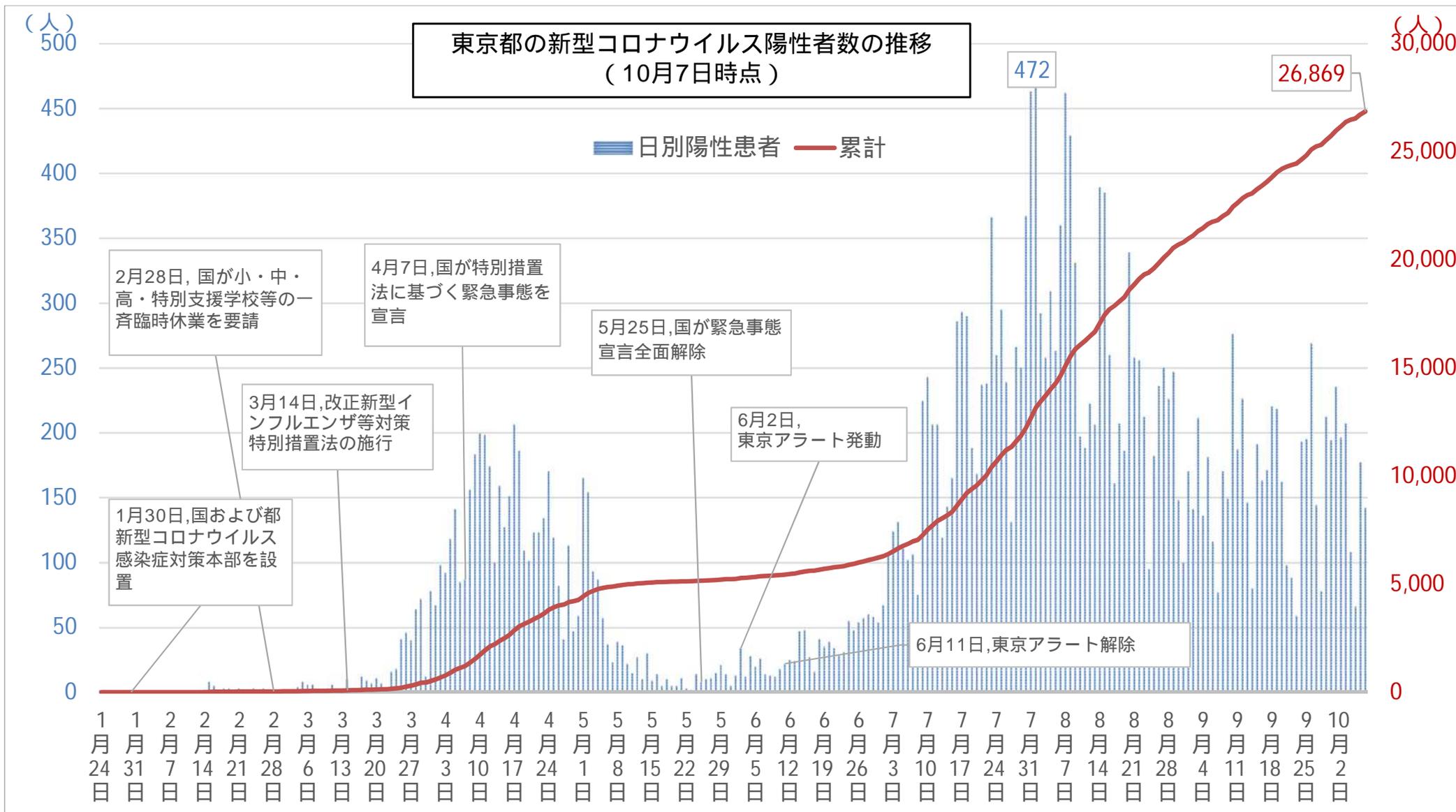
# 目次

1	新型コロナウイルス感染症の発生状況	
	東京都の新型コロナウイルス陽性者数の推移	3
	練馬区の新型コロナウイルス陽性者数の推移	4
	練馬区における新型コロナウイルス感染症発生状況	5
	都内の新規陽性者数	8
	23区における感染状況	9
2	新型コロナウイルス感染症に関する区のこれまでの取組	
	区への対応と国・都の主な動き	11
	新型コロナウイルス感染症対策における区の基本的人考え方	13
	令和2年度補正予算による新型コロナウイルス対策経費	14
	感染拡大の防止と医療提供体制の充実	15
	困窮する区民・事業者への支援	17
	区民生活に不可欠な社会インフラの堅持と社会経済活動を支える方々への支援	19
3	新型コロナウイルス感染症感染拡大による区政への影響	
	課題1 デジタル化の遅れ	23
	課題2 財政状況悪化の懸念	27

# 1 新型コロナウイルス感染症の発生状況

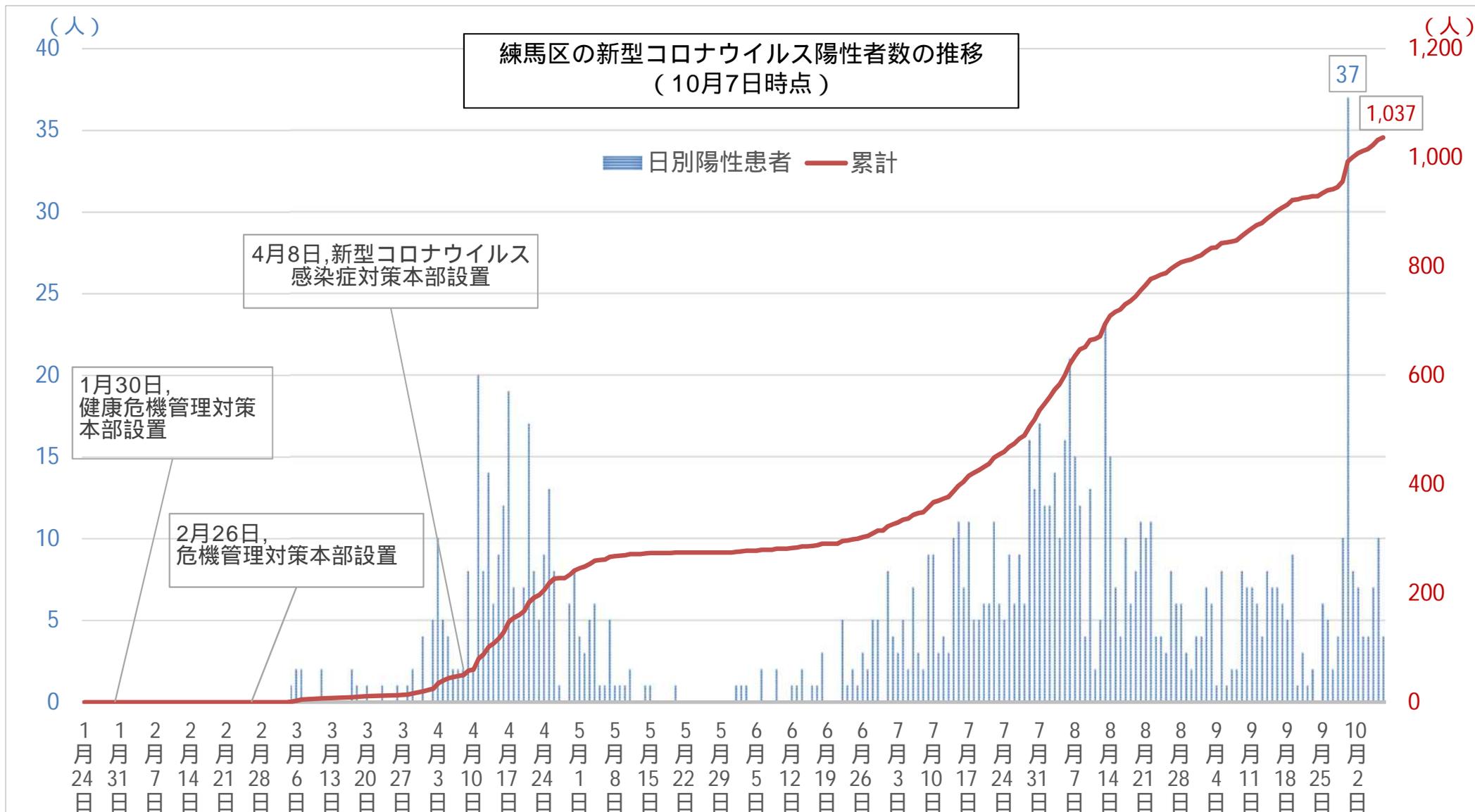
# 東京都の新型コロナウイルス陽性者数の推移

5月25日に東京都の緊急事態宣言が解除され、一旦は収束に向かうかに見えたが、経済活動との両立を目指すなかで、6月下旬以降、感染が再び拡大し、都内では8月1日に過去最多の472人が確認された。現時点では、新規陽性者数は減少傾向にあるものの、その速度は緩やかであり、再増加への警戒が必要な状況である。



# 練馬区の新型コロナウイルス陽性者数の推移

練馬区においても、5月下旬には陽性者数ゼロとなっていたが6月下旬以降、感染が再び拡大した。8月半ばをピークに減少傾向であったが、9月末に区内の医療機関でクラスターが発生し、9月30日に過去最多の37人が確認された。

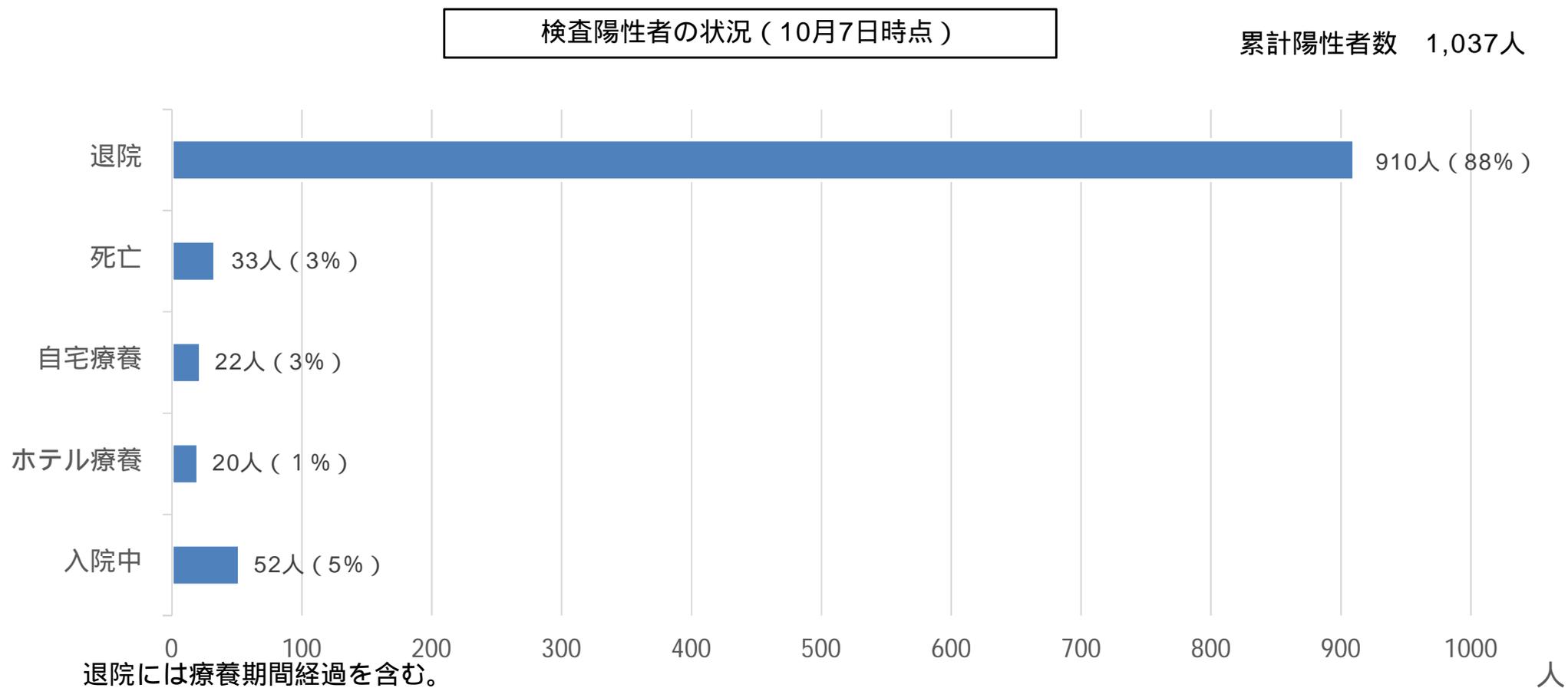


陽性者数について、練馬区は住民基本台帳登録者のみを集計し、東京都は居住地で集計しているため、東京都が公表している区市町村別陽性者数(都内発生分)と一致しない場合があります。

# 練馬区における新型コロナウイルス感染症発生状況

## 1 検査陽性者の状況

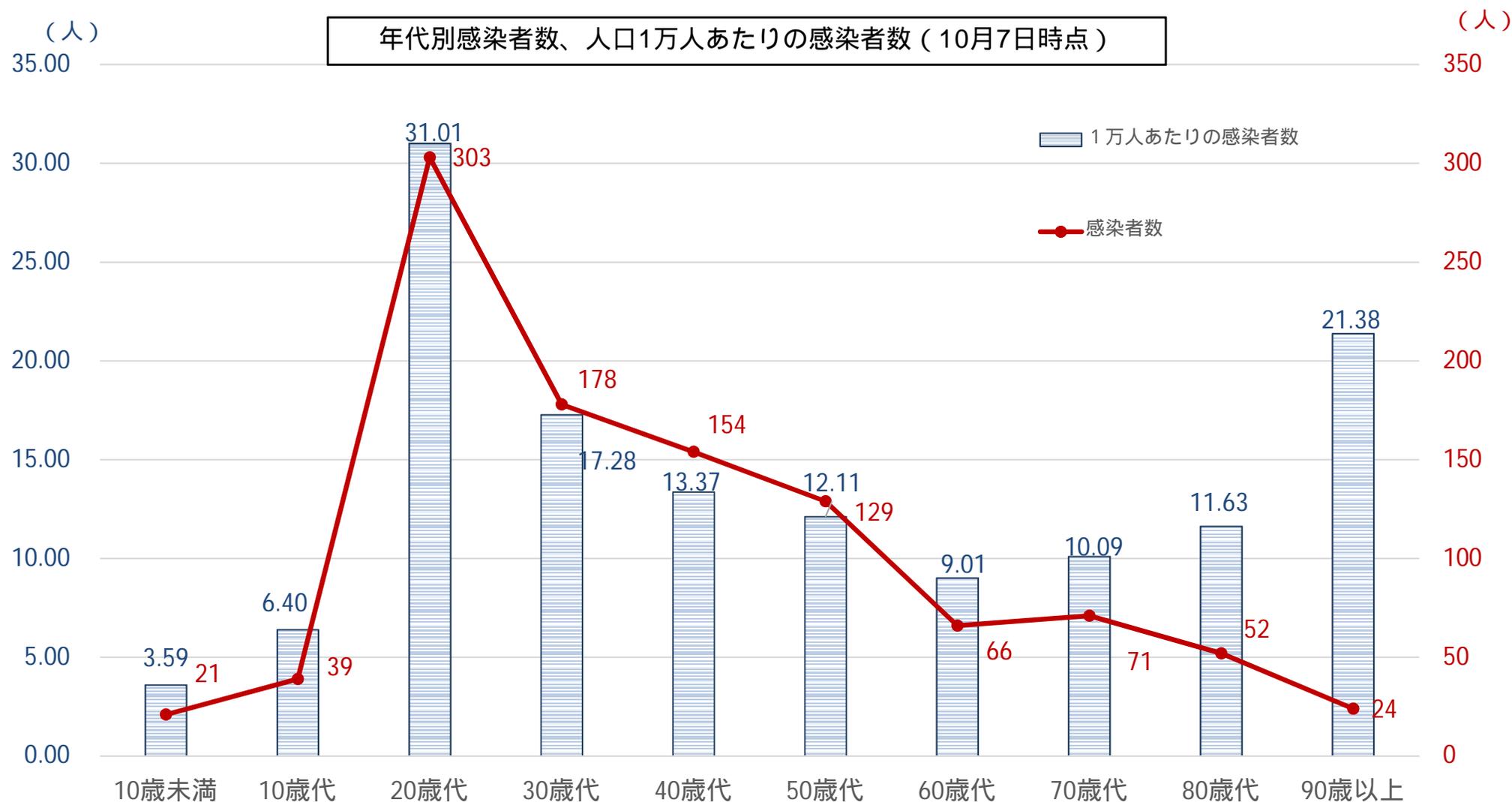
10月7日時点での累計陽性者数は1,037人である。うち5%、52人が入院中である。



# 練馬区における新型コロナウイルス感染症発生状況

## 2 年代別感染者数、人口1万人あたりの感染者数

年代別感染者数では、20～30歳代の感染者数および人口1万人あたりの感染者数が高い傾向である。

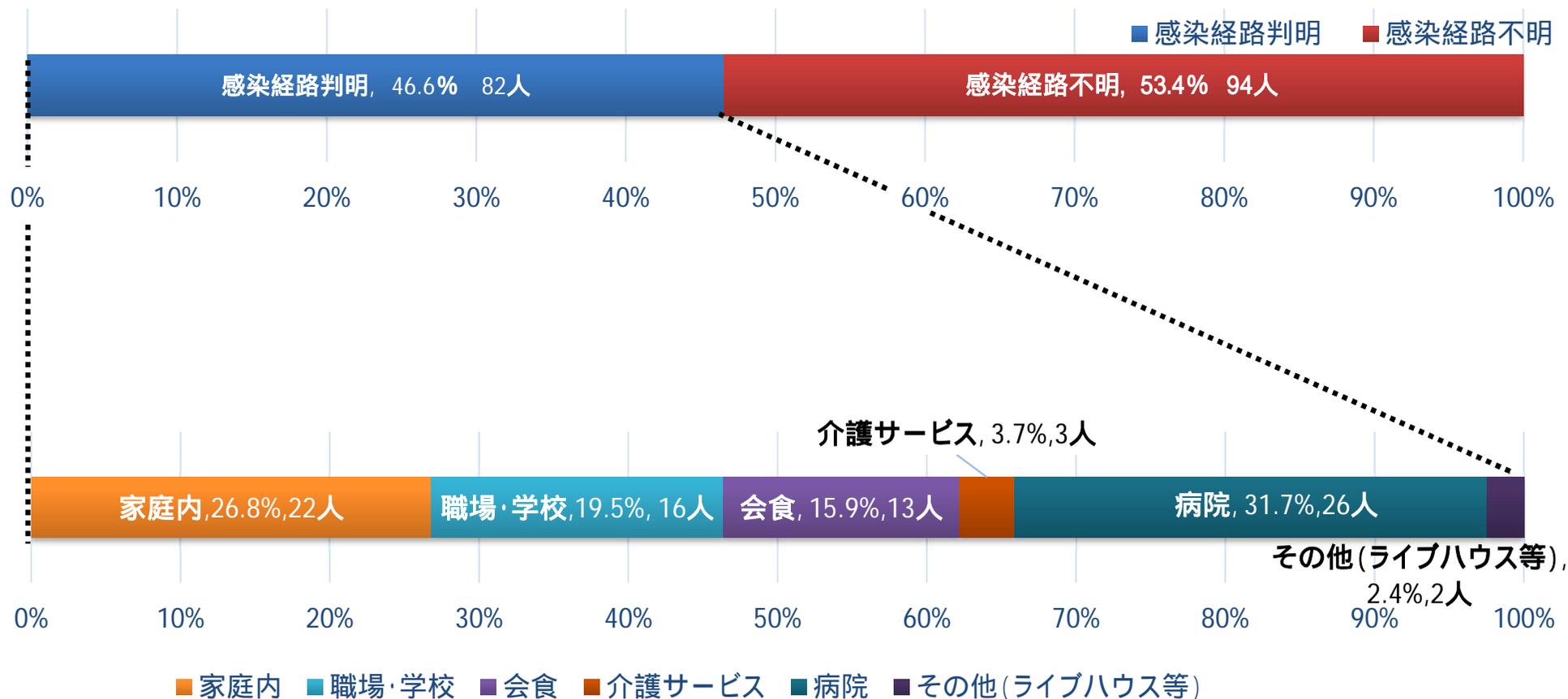


# 練馬区における新型コロナウイルス感染症発生状況

## 3 感染経路判明割合および感染経路（9月）

9月の感染者で感染経路が判明しているのは、46.6%、82人である。感染経路は家庭内、職場・学校、会食、病院等となっている。

感染経路判明割合および感染経路（9月30日時点）



# 都内の新規陽性者数（届出保健所別、9/29-10/5）

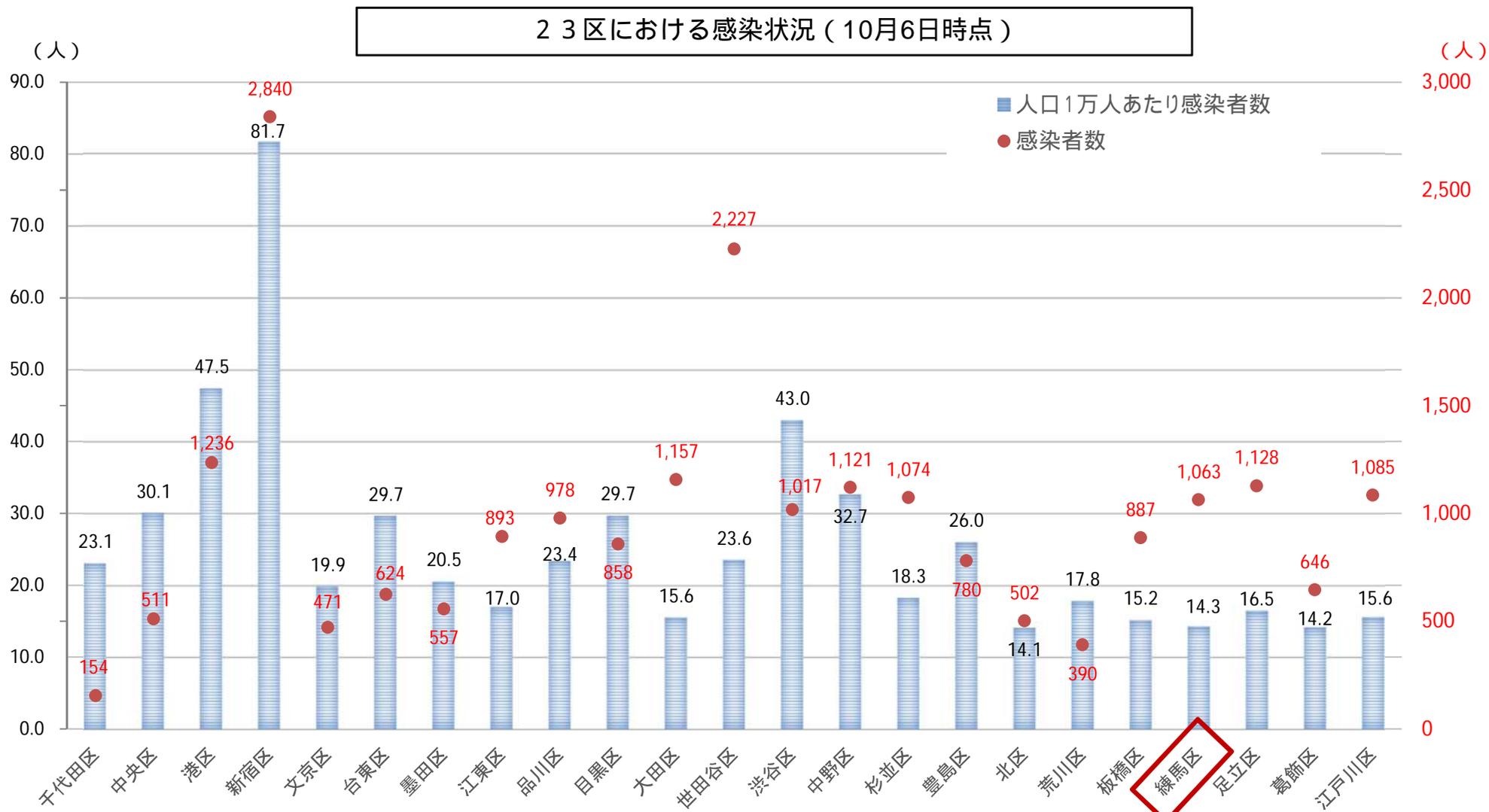
東京都の9月29日から10月5日までの新規陽性者数は1,218人で、その多くが23区であり、練馬区は94人であった。



上記は、各保健所管内の医療機関等で陽性が判明した数であり、当該地域の住民とは限らないものである。

## 23区における感染状況

練馬区は人口1万人あたりの感染者数は14.3人で、北区、葛飾区に次いで3番目に少ない状況である。都心区や繁華街のある区の人口1万人あたりの感染者数が多い傾向である。



東京都が公開しているデータを基に作成

## 2 新型コロナウイルス感染症に関する区のこれまでの取組

# 区への対応と国・都の主な動き

令和2年1月30日から区独自の全庁的な対策本部を立ち上げ、感染拡大の状況に合わせ体制を強化してきた。令和2年4月7日に国により緊急事態宣言が発令されたため、法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。

日付		国	都	区
令和2年1月	15日	国内で初の感染者確認		
	30日	新型コロナウイルス感染症対策本部設置	東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置	健康危機管理対策本部設置
令和2年2月	21日		都主催イベントにつき、大規模なもの、食事を提供するものは原則延期又は中止	
	25日	新型コロナウイルス感染症対策の基本方針決定 感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請		
	26日			危機管理対策本部設置 屋内での大規模イベント（概ね100名以上）や屋外での大規模イベント（概ね1,000名以上）原則中止
	28日	小、中、高校の全国一斉臨時休業要請		
令和2年3月	2日			区立小中学校一斉休業 保育施設や学童クラブなどは感染防止対策を講じたうえで、運営を継続
	5日			区内で初の感染者確認
	13日	新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正		
	22日			練馬こぶしハーフマラソン中止
令和2年4月	7日	国が特別措置法に基づく緊急事態を宣言（7都府県）		
	8日		緊急事態措置実施（外出自粛要請4/8～5/6、施設の使用停止および催物の開催の停止要請（休業要請）4/11～5/6）	新型コロナウイルス感染症対策本部設置 11日から区立施設を休館（保育施設、学童クラブ、高齢者・障害者福祉施設を除く）
	16日	緊急事態措置を実施すべき区域を全都道府県に拡大		
	26日			照姫まつり中止

令和2年5月	25日	緊急事態宣言全面解除 外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限の要請等について、6月1日、6月19日、7月10日から、それぞれ段階的に緩和する移行期間を設けた。		
	26日		緊急事態措置を解除。 休業要請の段階的緩和等を示したロードマップにおけるステップ1を開始	ステップ1に該当する施設（美術館、ふるさと文化館、図書館、運動場、体育館、石神井松の風文化公園等）の再開
	28日			区のイベント開催について、屋内は利用定員の50%かつ100名、屋外は200名を上限。図書館など一部の区立施設を再開
令和2年6月	1日		ステップ2に移行	区立小中学校、区立幼稚園分散登校開始 ステップ2に該当する施設（児童館、敬老館、文化センター、地区区民館等）の利用再開（飲食を伴うもの、合唱、ダンス、カラオケ、麻雀、入浴等は引き続き休止）
	2日		東京アラート発令	
	11日		東京アラート解除	
	15日		ステップ3に移行	飲食を伴う施設の利用目的、合唱、ダンスについて、3密を回避できることを前提に利用可。カラオケ、麻雀の利用について、ガイドラインに則った対応が可能である場合に限り可。
	19日		休業要請全面解除	区のイベント開催は、屋内は利用定員の50%かつ1,000名、屋外は1,000名を上限
令和2年7月	10日			区のイベント開催は、屋内は利用定員の50%かつ5,000名、屋外は5,000名を上限
令和2年8月	3日		都内の酒類を提供する飲食店などに対し営業時間短縮を要請(8/3～8/31)	
	19日			練馬区花火フェスタ中止
	28日	新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組決定	23区内の酒類を提供する飲食店などに対し営業時間短縮を要請(9/1～9/15)	
令和2年9月	11日	9月19日以降のイベントの開催制限等についての方針を決定		
	15日		23区内の酒類を提供する飲食店などに対する営業時間短縮の要請を終了	
	18日		19日より国の方針（イベントの開催制限）と同様の取扱いを開始	19日より区の施設利用やイベント開催は、定員の定めがある施設は原則100%、定員の定めがない施設は間隔を確保したうえで利用、開催可（国の方針と同様）
令和2年10月	3日			みどりの風 練馬薪能開催（定員を減らし感染症対策を行ったうえで開催）

# 新型コロナウイルス感染症対策における区の基本的な考え方

## 対策の基本的な考え方

基礎的自治体である区は、新型コロナウイルス感染症から区民の命と健康を守り、生活を支えるため、一人一人の生活に寄り添ったきめ細やかな支援に全力で取り組む。

区民・現場の声を受け止め、実態に合わせて、必要な事業を重点的・機動的に実施する。

## 対策の柱

### 感染拡大の防止と医療提供体制の充実

- PCR検査体制の構築
- 医療提供体制の充実
- 感染者の療養支援
- 保健所体制の強化・維持

### 困窮する区民・事業者への支援

- 生活困窮者への支援
- 妊婦・新生児等子育て家庭への支援
- 中小企業・商店街への支援

### 区民生活に不可欠な社会インフラの堅持と社会経済活動を支える方々への支援

- 保育環境の確保
- 高齢者・障害者へのサービスの確保
- 教育環境の確保

# 令和2年度補正予算による新型コロナウイルス対策経費

(令和2年度一般会計補正予算5月、6月、8月、9月)

項目		歳出予算額
感染拡大の防止と医療提供体制の充実		10億1,305万円
	PCR検査体制の構築	1億2,491万円
	医療提供体制の充実	7億2,246万円
	感染者の療養支援	1億6,568万円
	保健所体制の強化・維持	職員人件費で対応
困窮する区民・事業者への支援		820億1,829万円
	生活困窮者への支援	783億2,998万円
	妊婦・新生児等子育て家庭への支援	10億2,247万円
	中小企業・商店街への支援	26億6,584万円
区民生活に不可欠な社会インフラの堅持と社会経済活動を支える方々への支援		23億9,932万円
	保育環境の確保	10億1,730万円
	高齢者・障害者へのサービスの確保	5億171万円
	教育環境の確保	8億8,031万円
その他の取組		1億8,476万円
	感染対策用消耗品の備蓄など	1億8,476万円
<b>新型コロナウイルス感染症対策事業 総計</b>		<b>856億1,542万円</b>

## 【参考】財源別歳出予算額

区分	歳出予算額
国庫補助事業	801億3,704万円
都補助事業	1億7,513万円
区単独事業	53億325万円
計	856億1,542万円

新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の練馬区の交付限度額は24億1,366万円となっている。  
区民・事業者の声を踏まえた区独自の支援策の財源として活用している。

# 感染拡大の防止と医療提供体制の充実

## 基本的な考え方

感染拡大防止のために、感染者を早期発見し、適切な療養に繋げるとともに、感染者への医療提供体制を充実する。

## 主な取組

### (1) PCR検査体制の構築

#### PCR検査検体採取センターの設置

【5月8日～6月30日】

練馬区医師会の協力のもと光が丘第七小学校跡施設に、ドライブスルー方式のPCR検査検体採取センターを設置し、累計762人の検査を実施した。

【9月26日～ 】

新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大や季節性インフルエンザの流行に備えるため、石神井保健相談所前の西武池袋線高架下にトレーラーハウスを用いたウォークスルー方式のPCR検査検体採取センターを新たに設置し、検査を実施している。

#### 診療所におけるPCR検査（唾液）の開始

7月から全国の自治体に先駆けて、練馬区医師会の協力のもと、診療所におけるPCR検査（唾液）を開始した。9月末時点で115か所の診療所で、累計約3,700人の検査を実施している。

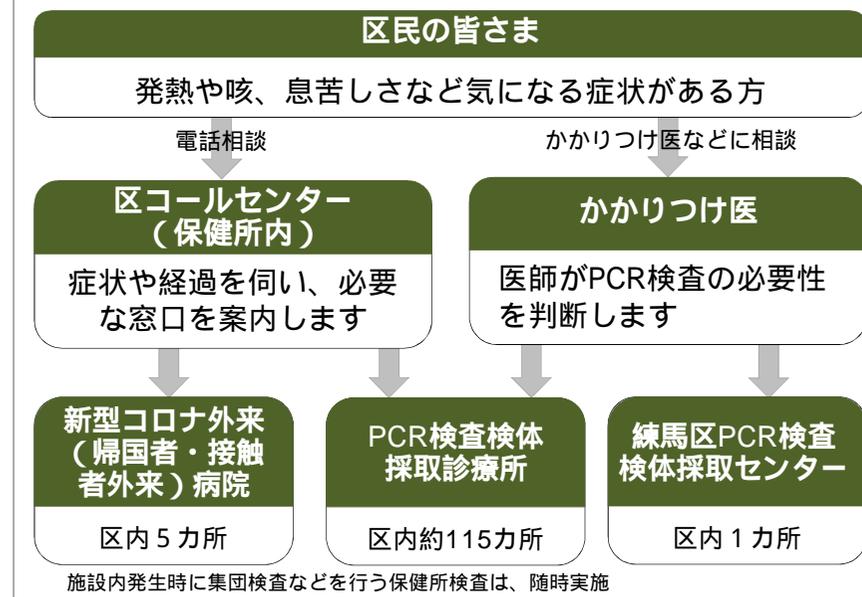
また、区コールセンター等の紹介枠等を設定した診療所 に対し、検査実績に応じて運営支援を行っている。

かかりつけ患者以外も受入



ウォークスルー方式のPCR検査検体採取センター

### PCRの検査体制



# 感染拡大の防止と医療提供体制の充実

## 主な取組

### (2) 医療提供体制の充実

#### 医療従事者応援プロジェクト

【5月1日～6月末】

新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れている医療機関の感染症患者の治療等に携わる医師、看護師等の医療従事者に対する支援として、医療従事者の宿泊施設の確保および食事の提供を実施した。

【5月1日～ 】

感染症患者の治療等に携わる医療従事者への特殊勤務手当（危険手当）の補助や新型コロナウイルス感染症対策として必要な設備整備に対する支援を実施している。（4月分から補助対象）

#### 病院経営等支援事業

感染患者の入院の受入れや帰国者・接触者外来を設置した区内の4病院は大幅な減収となり経営が悪化している。国や都の措置だけでは不足しているため区独自の支援として、4～6月分の医業収支の減収相当分を補てんするとともに、7月以降については、陽性患者の入院受入れ等の実績に応じた補助を実施している。

### (3) 感染者の療養支援

軽症や無症状の方が自宅療養を行うケースが増加しているため、10月から食品を中心とした生活必需品や血中の酸素飽和度測定器を届け、療養を支援している。

### (4) 保健所体制の強化・維持

保健所は、区民の電話相談、有症状者の受診案内、陽性者への聞き取り調査、入院・ホテル療養の調整、濃厚接触者の検査と健康観察、検体採取・搬送など多岐にわたる業務を行っている。

PCR検査対象者の増加、煩雑な事務手続きなどにより、土日も含めて夜間までの勤務を余儀なくされている。

保健所の感染症対策は20人体制で運営してきたが、増加する業務に対応するため、保健師の兼務発令、人材派遣の活用、業務の仕分けによる事務職対応の導入などにより、現在は64人体制で業務に当たっている。

## 課題

- ・病院の経営状況を踏まえた追加支援の検討。
- ・保健所、都、医療機関との事務手続きの効率化。
- ・ワクチンが開発された場合の接種体制の構築。

# 困窮する区民・事業者への支援

## 基本的な考え方

経済状況の悪化により困窮に追い込まれた区民や事業者の一人一人に寄り添ったきめ細やかな支援を実施し、生活再建支援や、子育て支援、事業者の事業継続の下支えを行う。

## 主な取組

### (1) 生活困窮者への支援

#### 生活相談コールセンターの設置、生活相談チャットの導入

他区に先駆け、4月27日に、生活相談コールセンターを設置した。

特に区民からの問い合わせが多い「生活支援」「特別定額給付金」について、定型的な問い合わせにいつでも、待ち時間なく対応できる、チャットボットを導入した。

対話(チャット)形式で24時間情報提供を行うサービス

#### 住居確保給付金・生活保護費の増額、生活再建支援給付金の支給

生活困窮者の自立支援事業として実施している住居確保給付金の予算を増額し、申請の増加に対応した。利用者の約75%は、住居確保給付金だけでは家賃を賄いきれず、家賃の一部を自己負担しており、生活費を圧迫している状況にあることから区独自に生活再建支援給付金制度を創設し、10月から生活再建に向けた支援を実施している。

また、今後生活保護申請の増加が見込まれることから生活保護費の予算を増額した。

離職・廃業から2年以内の方または休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある方に対して、原則3か月(最大9か月)、家賃相当額を区から貸主に支給する国の制度

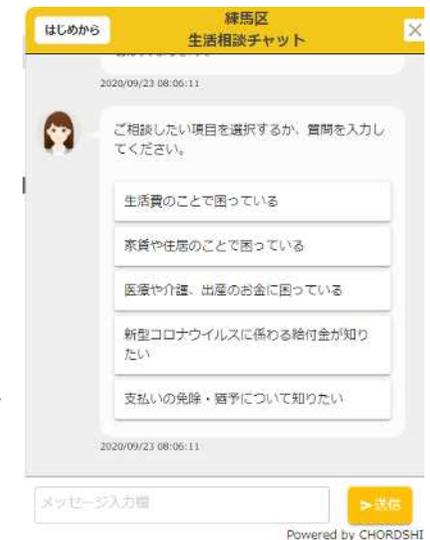
#### ひとり親家庭への臨時特別給付金、ひとり親家庭ホームヘルプサービスの充実

経済状況の悪化により特に困窮に陥りやすいひとり親家庭(児童扶養手当受給世帯)を支援するために区独自に1世帯5万円を6月に支給したほか、在宅勤務を応援するためホームヘルプサービスを無料化した。

#### 国・都の施策への対応

特別定額給付金(国、一人10万円)は9月25日時点で申請率は99.1%であり、99.1%に支給している。ひとり親世帯臨時特別給付金(国、1世帯5万円。第2子以降一人3万円)は9月末時点で3,776件、2億9,100万円を支給している。(対象:児童扶養手当受給世帯等)

ひとり親世帯カタログギフト(都、米などの食品や衣料用洗剤等)は9月末時点で3,653件を送付した。(対象:児童扶養手当受給世帯)



生活相談チャットボット

#### 生活再建支援給付金

#### 家賃

#### 住居確保給付金上限額

#### 自己負担

自己負担が生活費を圧迫し困窮状態が継続

生活費の不足を補うため自己負担の3か月相当分を生活再建支援給付金として支給

# 困窮する区民・事業者への支援

## 主な取組

### (2) 妊婦・新生児等子育て家庭への支援

#### 妊婦への支援

妊婦の方々の感染を予防するため、通院時のタクシー利用等に活用できる「こども商品券」1万円分を配付している。

#### 新生児のいる家庭への支援

新生児のいる家庭に対して、健診等での移動時の感染を避けるためタクシー利用にも使える「こども商品券」2万円分を区独自で配付している。

#### オンラインによる子育てのひろば等の実施

自宅で過ごすことが多い保護者が、子育ての悩みを抱え込まないように、オンラインによる「子育てのひろば」や「練馬こどもカフェ」を実施している。

区内のカフェで、子どもと一緒に参加して、遊んだり、保護者同士が交流したり、リラックスできる場を提供する事業

#### 国・都の施策への対応

子育て世帯への臨時特別給付金（国、児童手当受給世帯 児童一人につき1万円）は9月末時点で、45,477件（受給者）、71,359人（対象児童）に支給した。

### (3) 中小企業・商店街への支援

#### 新型コロナウイルス特別貸付の実施

事業者に対する緊急対策として3月から区独自の特別貸付のあっせんを実施している。5月以降、特別窓口を設置し、迅速に紹介票を発行するとともに貸付限度額を1,000万円から2,000万円に引き上げた。信用保証料は区が全額負担し、利子については一部を区が負担し資金繰りを支援している。9月末時点で3,388件受け付けている。

#### 専門家チームによるコロナ対応型出張相談の開始

9月から、練馬ビジネスサポートセンターの中小企業診断士を増員した。チームとして感染対策と事業活動の両立について事業者への出張相談を開始し、助言に基づく感染対策等の経費を補助している。

#### プレミアム付商品券事業の実施

練馬区商店街連合会が実施するプレミアム付商品券事業を支援している。過去最高のプレミアム率30%の商品券販売に2倍を超える申し込みがあり、9月から利用されている。



専門家チームによるコロナ対応型出張相談  
と感染対策等の経費補助のご案内

## 課題

- ・今後、生活困窮者の申請増加が見込まれるため、総合福祉事務所および生活サポートセンターの人員体制強化を検討。
- ・景気の回復が遅れると見込まれるため、事業者や商店街の今後の状況に応じた追加支援策の検討が必要。

# 区民生活に不可欠な社会インフラの堅持と社会経済活動を支える方々への支援

## 福祉サービスについての基本的な考え方

区民生活に不可欠な社会インフラである保育・介護・障害福祉サービスは堅持する必要がある。  
感染対策を講じたうえで事業継続できる体制を整える。これらのサービスを通して社会の根幹を支えている方々を支援する。

## 主な取組

### (1) 保育環境の確保

保育所等は、緊急事態宣言期間中も、登園自粛要請を行ったうえで、エッセンシャルワーカーの方々が業務を継続出来るよう、一貫して原則開園とした。

#### 利用者への支援

保育料減免の特例措置などを実施した。また、認可外保育施設の利用を自粛した保護者に対し、保育料を返還した。

#### 事業者への支援

区立小中学校、幼稚園、保育所、学童クラブへ消毒液や体温計の配備を充実するとともに、私立幼稚園や私立保育所、民間学童クラブ等に、感染予防経費の補助を実施した。

民間学童クラブへは、一日保育実施に伴う運営費、登室自粛による保育料減収分を補助した。

### (2) 高齢者・障害者へのサービスの確保

介護サービスや障害福祉サービスを提供している事業所は、感染防止対策を徹底し、緊急事態宣言発令中も事業を継続した。

#### 利用者への支援

特別支援学校や特別支援学級の休業による、「放課後等デイサービス事業」や電話等による代替的な支援の利用者負担に対して、補助を実施している。感染リスクの心配から、在宅を余儀なくされている通所施設の利用者等に対して、電話や家庭訪問等により、健康管理や相談支援などを強化した。

#### 事業者への支援

介護・障害者通所施設の施設職員を対象に、感染症対策動画セミナーを6月末に開始している。感染予防対策の強化として感染予防アドバイザーの派遣や新規入所者のPCR検査費用を助成している。

発生時対応の強化のため、クラスター発生時の法人枠を超えた職員相互派遣体制の構築を行う。

### (3) 従事者への支援

緊急事態宣言の発令中に、事業を継続してサービスを提供した、介護、障害、子ども分野に従事するエッセンシャルワーカーへ、区独自の特別給付金を支給した(一人2万円)。国・都の慰労金の対象とならない子育て支援施設等の従事者に区独自の特別奨励金を支給する。(一人3万円)

各種従事者への支援事業の対象

事業名	対象となる事業分野				一人あたり支給額
	医療	介護	障害	子ども	
(区)6月 介護等従事者特別給付金	×				2万円
(国・都)7月 感染症対応従事者慰労金				×	5万円
(区)9月 子育て施設等従事者特別奨励金	×	×	×		3万円

最大20万円

# 区民生活に不可欠な社会インフラの堅持と社会経済活動を支える方々への支援

## 教育についての基本的な考え方

コロナ禍においても子どもたちの学びを止めない。学習が継続できる環境を整える。

## 主な取組

### (4) 教育環境の確保

区立小中学校は、3月2日から5月末まで休業した。6月1日から分散登校を開始し、現在は感染症対策を行ったうえで通常の教育活動を行っている。

#### 学びの継続

感染の再拡大などに備えるため、今年度中に全児童生徒がタブレットパソコンを1人1台使えるようにし、オンライン学習の仕組み作りに着手している。

区立小中学校では、学習内容の重点化、ICT機器の活用、学習指導サポーターなどによる個人に応じた指導の充実を進め、教育水準の確保に取り組んでいる。

#### 心のケア

スクールカウンセラー<sup>1</sup>などによる学校の相談体制を強化するとともに、スクールソーシャルワーカー<sup>2</sup>を必要に応じて家庭にも派遣し、きめ細やかな支援を行っている。

1 不登校やいじめなど、学校で困りごとやつらさを抱えている子どもや家族を支えるための専門職

2 いじめや不登校等の未然防止や解決、校内の教育相談体制等の充実を図るため学校に配置している専門職



タブレットパソコンを活用した授業風景

## 課題

### 福祉サービス

- ・利用控えに伴う事業所の減収補填について、都や国に働きかけていく必要がある。

### 教育

- ・オンライン学習などコロナを踏まえた新しい学校教育のあり方の検討。

### 3 新型コロナウイルス感染症感染拡大による区政への影響

新型コロナウイルス感染症により、区・都・国・世界が同時に根源的に揺さぶられる危機に直面している。

経済にとどまらず、人と人との直接的な交流を基盤とする現在の社会生活のあり方にも、大きな影響をもたらしている。この傾向が一時的なものなのか、コロナ後も継続し社会全体が大きく変わることになるのか、行政として将来を見通すことが極めて困難となっている。

また、感染症対策などにおいて、広域行政を担う都と基礎的自治体である区の役割等、都区制度が抱えている課題が顕在化した。

こうした根源的、中・長期的な課題についても念頭に置きつつ、区政における当面の課題として、コロナ禍で浮き彫りになった「デジタル化の遅れ」とリーマンショックを上回る「財政状況悪化の懸念」について、区政改革推進会議の議論を踏まえて、対応を検討していきたい。

# 課題 1 デジタル化の遅れ

区はこれまでデジタル化による区民サービス向上のため電子申請の推進や電子決済の導入などに取り組んできた。令和元年度にイベントや予防接種の申込みを電子申請でも出来るようにしたため、利用件数が増加した。令和2年1月に17か所の窓口で導入したインターネットで窓口の混雑状況を確認できるシステムを導入した。

## デジタル化に関する区のこれまでの主な取組（令和元年～2年度）

### 電子申請の推進

- 申請書類のダウンロード化拡大（令和元年11月）
- 講座・イベントなどの手続きの電子申請の拡大（令和2年1月）
- 乳幼児一時預かり事業のインターネット予約開始（令和2年4月）
- 介護保険に関する一部手続きの電子申請導入（令和2年3月）

### 窓口の待ち時間の見える化

- 窓口情報提供システムの導入（区民事務所など17か所）（令和2年1月）

### 電子決済の導入

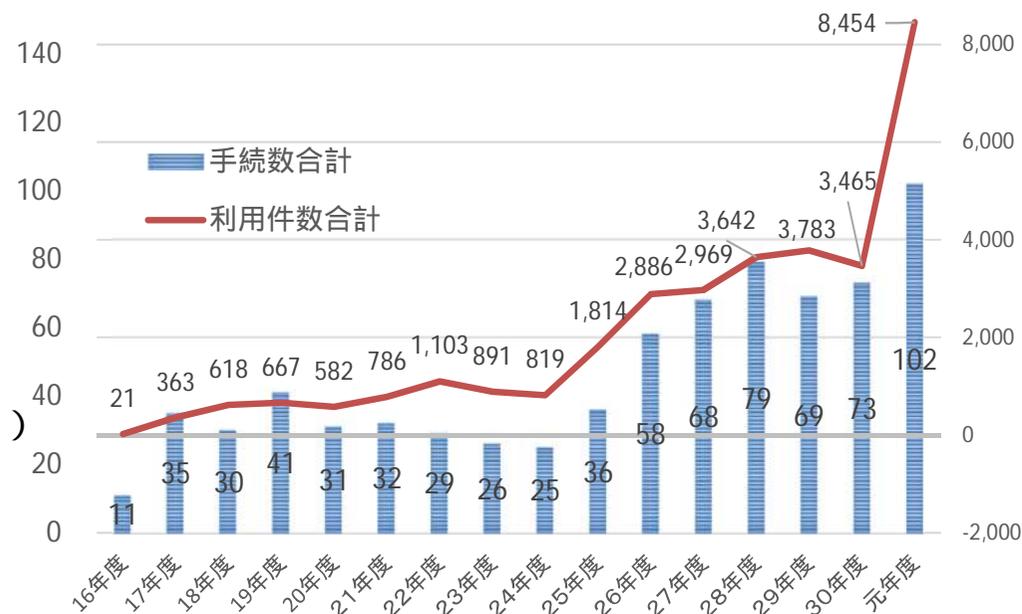
#### 【住民税、軽自動車税】

- モバイルレジクレジット<sup>2</sup>、LINE Payによる納付を導入（令和元年4月）
- ペイジー<sup>3</sup>による納付を導入（令和2年1月）

2 納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、クレジットカードで納付ができるサービス。

3 金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから納付ができるサービス。

東京共同電子申請・届出サービス<sup>1</sup>を利用した電子申請手続き数および利用件数（練馬区）



1 東京都および都内区市町村に関する電子申請を行うことが出来るシステム

# 課題1 デジタル化の遅れ

来庁しないとできない行政手続きや、関係機関との情報の共有をFAXで行っているなど、デジタル化の遅れが浮き彫りとなった。

## デジタル化の遅れによりコロナ禍において課題となった例

### 1 医療機関、都、区との情報共有の手段がFAX

- 医療機関から保健所への発生届の報告方法は現在も殆どFAXで行われている。保健所から東京都への報告については、8月中旬から新しい報告システム（HER-SYS）に移行したが、現在もFAX送付の継続が求められており業務の軽減にはなっていない。

### 2 特別定額給付金の申請システムの不備やマイナンバーカードに係るシステムの不具合

- 特別定額給付金の手続きにおける国の電子申請システム（マイナポータル）は、入力漏れや二重申請を防ぐ機能が備わっていないため、自治体における確認作業に手間がかかった。
- 特別定額給付金のオンライン申請に必要なマイナンバーカードのパスワードを忘れた大勢の区民が来庁し、窓口が混雑した。さらに、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が運営するマイナンバーカードのパスワード等を発行するシステムに全国からアクセスが集中し、4月下旬から5月にかけてアクセスしにくい状況が発生した。そのため、処理の遅れが発生し、窓口の待ち時間が最大で4時間半となる日もあった。

### 3 来庁・書面を前提としている行政手続

- 密集による来庁者の感染を防止するため、緊急対応として50を超える行政手続きを新たに郵送で行えるようにしたが、依然として多くの手続きは来庁や書面を前提としている。

### 4 オンラインでの学習環境が構築されていなかった

- オンライン学習の環境が構築されていないため、小中学校の休業期間中の学習環境の確保が困難であった。このため、計画を前倒して令和2年度中に児童・生徒全員にタブレットパソコンを配備する。

# 課題 1 デジタル化の遅れ

## 今後の主な取組

### 保育園入園申請等のオンライン化

保育所探しから入園申請、更には入園後に至るまで、全ての手続きをLINEで完結できる仕組みの構築に着手する。



### オンラインによる窓口相談予約の導入

保育所の入園相談、マイナンバーカードの交付について来庁せずに窓口の予約ができる機能を導入する。

### キャッシュレス収納の拡充

国民健康保険料にモバイルレジクレジット、LINE Pay、PayPay（税にも導入）による納付を導入する。

### 書面規制・押印・対面規制の見直し

書面規制・押印・対面規制を見直すため、実態を把握し課題を整理する。

## 課題

- 基礎的自治体の業務がすべてデジタル化に適しているわけではない。デジタル化を進めるべき業務を見極める必要があるのではないか。
- 行政に個人情報を知られたくない住民もあり、住民の理解と利便性のバランスをとりながらデジタル化を進める必要があるのではないか。
- マイナンバーカードの普及が進んでいない。（練馬区の普及率27.0%、全国の普及率19.9%：9月13日時点）
- 職員にも来庁、対面を前提とする意識がある。区民の視点に立って取り組むことをさらに徹底させる必要がある。

# 課題 1 デジタル化の遅れ

## 【行政手続きの実態把握調査結果（速報）】

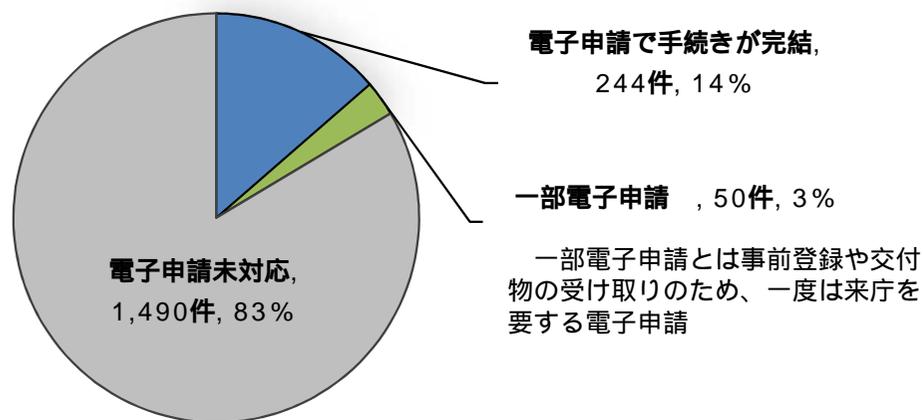
区の取り扱う手続きのデジタル化の妨げとなる、書面規制・押印・対面規制の実態を把握するため令和2年8月から9月にかけて全庁調査を実施した。

1,784件の手続きのうち、1,490件（83%）は電子申請未対応となっている。また、1,007件（56%）は来庁せずに手続きを完結することができるが、そのうち656件（65%）は郵送でのやりとりとなっている。

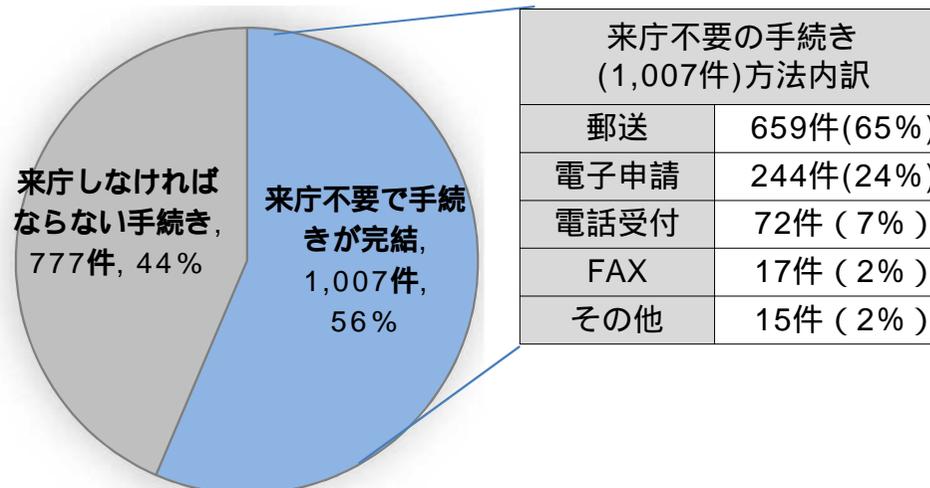
全手続数

1,784件

電子申請化の状況



来庁しなくても出来る手続きの状況



### 電子申請が出来ない理由（一例）

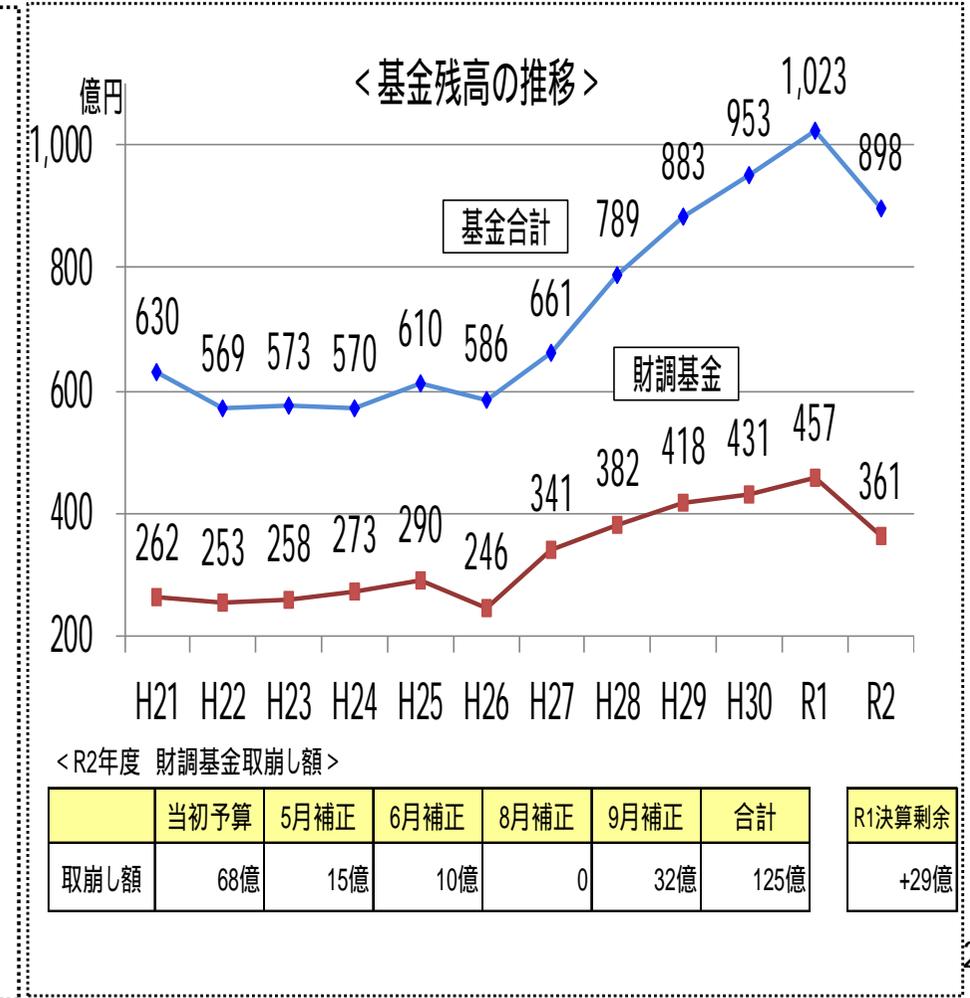
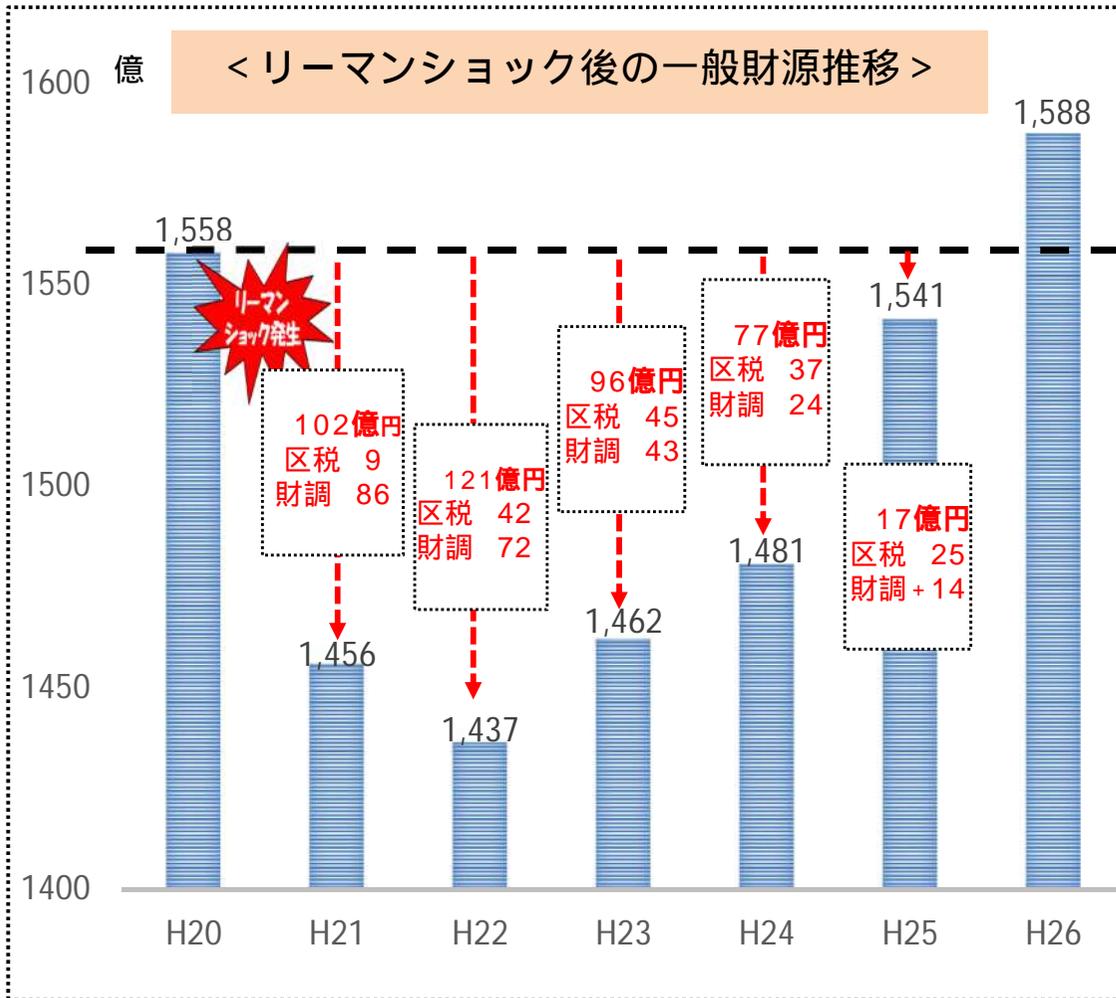
- 法律により書面での手続きと定められている手続き： 転入届、世帯変更届など
- 押印が求められている手続き： 開発行為許可申請、生産緑地指定申請、補助金の申請など
- 本人確認が必要な手続き： 特別区民税・都民税減免申請、公共施設予約システムの利用者登録など

今後、課題を整理し、デジタル化を推進する。

## 課題 2 財政状況悪化の懸念

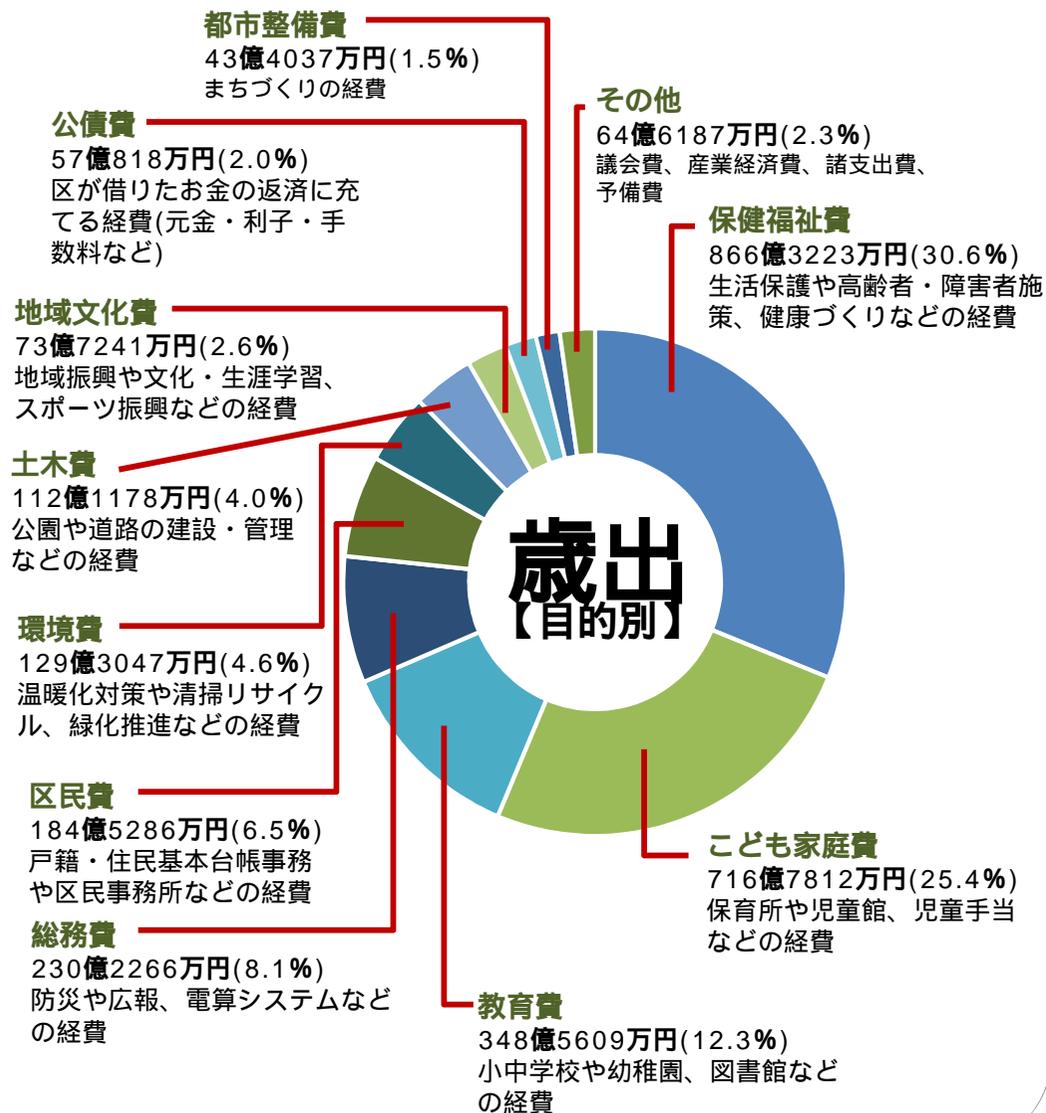
新型コロナウイルス感染症の世界的大流行により、世界経済に甚大な影響もたらされている。国内においても、景気は極めて厳しい状況にある。内閣府が9月に発表した4月から6月までのGDPは、年率換算で28.1%の減少で、戦後最大の落ち込みとなった。

練馬区においても、かつてリーマンショックの際には、5年間で400億円以上の一般財源が減少するなど、厳しい財政状況に陥ったが、今回はこれを上回る減収が懸念される。すでに歳入面では、令和2年度の財調交付金の当初算定額は、昨年度交付額に比べて約90億円の減となっており、その他、区民税や地方消費税交付金なども、当初予算を大幅に下回ることが確実である。しかも感染症対策が求められる中で、予算総額の5割以上が扶助費を始めとした義務的経費で占められており、区財政の自由度は極めて低いものとなっている。

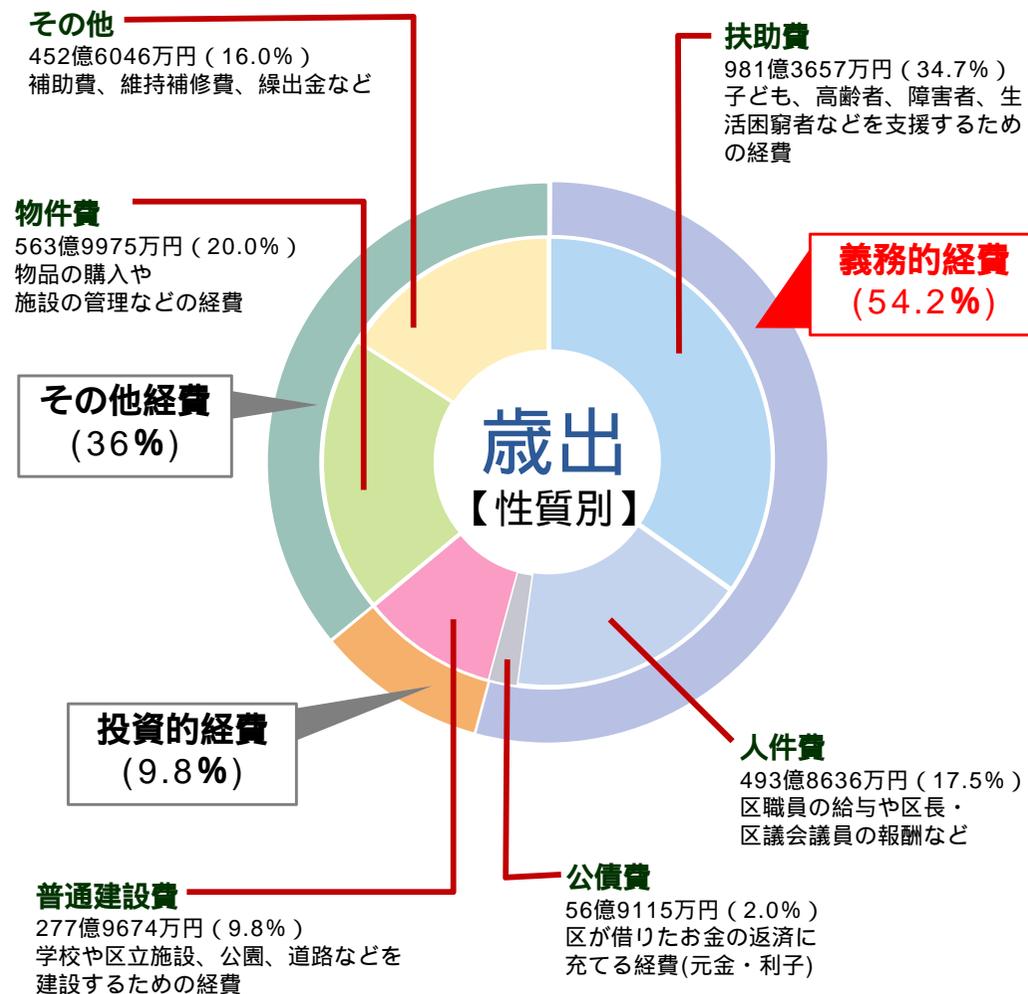


# 令和2年度一般会計当初予算額 2,826億7,102万円 目的別・性質別内訳

## 歳出の目的別内訳



## 歳出の性質別内訳



## 課題 2 財政状況悪化の懸念

### 特別区固有の課題

#### 1 不合理な税制改正による減収

- 法人住民税の一部国税化、地方消費税の清算基準見直し、ふるさと納税の影響により、練馬区では100億円以上の減収となっている。特別区全体の影響額は、2,500億円に迫る勢いである。

#### 2 減収補填対策として市町村が発行できる赤字債を練馬区は発行できない

- 地方自治体は、国と異なり赤字債の発行が原則できない。
- 年度途中で税収が大幅に減った場合、例外的に一般の市町村は減収補填対策として赤字債を発行することができるが、特別区は制度上発行することができない。

一般の市町村が採りうる減収補填対策

対策項目		特別区	市町村	地方交付税措置
減収 補填債	区市町村民税 法人分	建設債	×	元利償還金の75%
		赤字債	×	
	利子割交付金	建設債		
		赤字債		

## 課題 2 財政状況悪化の懸念

### 今後の取組

区民の安全安心を守り、持続可能な財政運営を堅持するため、第2次みどりの風吹くまちビジョンアクションプラン〔年度別取組計画〕および公共施設等総合管理計画事業等の見直しを行う。

#### 令和2年度の緊急的な当面の対応

感染症拡大の状況を踏まえた事業スケジュールの見直しや感染リスクの高いイベントの中止・延期などの対応を行っている。

(1) スケジュールを前倒しした事業

児童生徒用タブレットパソコンの配備

(2) 中止・延期したイベント

花火フェスタの中止、Nerimaユニバーサルコンサート中止、真夏の音楽会の延期、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関する事業の延期

(3) スケジュールを延期した事業

美術館再整備基本構想、（仮称）これからの図書館構想および（仮称）映像文化のまち構想の策定

#### 令和3年度の見直しに対する考え方

令和3年度の予算編成にあわせて、アクションプランおよび公共施設等総合管理計画を含め、全ての事業について、以下の考え方にに基づき、見直しに取り組む。

(1) 区民の命と健康を守り、生活を支える事業の推進を最優先とする。

(2) 都市インフラの整備については、事業規模、事業費、スケジュールなどを精査の上、着実に取り組む。

(3) 緊急の財源対策として、新規の施設整備、工事着手前の改修改築事業については、必要性・緊急性の高い事業を除き凍結する。

(4) 上記以外の事業については、給付的事业を含め、原則として全ての事業について必要性・緊急性を総点検し、休止、縮小、延期の可否を検討する。また、大規模な集客イベントについては、感染拡大防止の観点も考慮の上、当面の休止も含めて検討する。